

後期高齢者医療制度③

(医療費の窓口負担割合変更について)



一部の方の医療費の窓口負担割合が2割に

▽現在1割負担の方のうち、一定以上の所得がある方(※)は、10月1日(土)から医療費の窓口負担割合が2割になります。

※ 現役並み所得に該当しない課税所得28万円以上の世帯の方で、「年金収入+その他合計所得金額」が

- ①被保険者1人の世帯で200万円以上
- ②被保険者2人以上の世帯で320万円以上の方

▽負担割合が変更になるかどうかは、9月中旬から下旬に届く被保険者証でご確認ください。(青色の保険証)

2割負担となる方への配慮措置について

▽10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外です)

▽配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として払い戻します。

▽2割負担となる方で高額療養費の口座登録が済んでいない方には、9月下旬に愛知県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例:1カ月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき	①	5,000円
窓口負担割合2割のとき	②	1万円
負担増	③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限	④	3,000円
自己負担額	⑤(①+④)	8,000円
払い戻し等	⑥(③-④)	2,000円

配慮措置
1カ月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

保険証の更新について

▽新しい保険証を9月中旬から下旬にかけて送付します

- ・現在送付している保険証の有効期限は、9月30日(金)です。(赤茶色の保険証)
- ・10月1日以降は、9月に送付する**青色**の保険証をご利用ください。

	保険証送付時期	保険証の色	保険証の有効期限
1回目	7月(送付済み)	赤茶色	9月30日(金)
2回目	9月中旬～下旬	青色	10月1日(土)～令和5年7月31日(月)

(1回目送付の赤茶色の保険証は自宅で細断し破棄するか、住民福祉課医療年金係窓口へ返還してください)

▽医療機関や薬局などで保険証を提示するときは**有効期限**を必ず確認してください。

後期高齢者医療の負担割合については電話窓口へ

愛知県後期高齢者広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関する電話窓口を開設しています。保険証の負担割合などについては、下記電話窓口へ問い合わせください。

■ **電話窓口** あいち後期高齢者医療コールセンター ☎0570(011)558(通話料がかかります)

■ **期 間** 12月28日(水)まで

■ **時 間** 午前8時45分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日も開設)

2割負担導入の背景などに関する質問などは、下記電話窓口へ問い合わせください。

■ **電話窓口** 厚生労働省コールセンター ☎0120(002)719

■ **対応時間** 月曜日～土曜日の午前9時～午後6時(日曜日、祝日、年末年始は休業)

※ 電話窓口は受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振り込みをさせること、金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。不審な電話がありましたら住民福祉課医療年金係まで連絡してください。

■ **問い合わせ先** 住民福祉課医療年金係 ☎(48)1111(内1120)

